



## 《会計・税務の知識》 附帯税のまとめ

### はじめに

税金を納期限までに納めていなかった場合や修正申告等により税額が増加した場合は、ペナルティとして本税に上乗せして税金を納付する必要があります。この上乗せされる税額を総称して附帯税といいます。今回は国税に係る主な附帯税についてご紹介します。

### 1. 延滞税

税金が法定期限までに納付されない場合に、納付されていない税額に加えて延滞税が別途かかります。

原則として納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する延滞税が課されます。

延滞税の割合は一定の期間毎に応じて異なります。例えば、平成29年1月1日～平成29年12月31日までの期間の場合には、納期限の翌日から2月を経過する日までは年2.7%、納期限の翌日から2月を経過した日以後は年9.0%となります。

### 2. 過少申告加算税

修正申告や更正処分などにより、当初の申告よりも税額が増加した場合には、新たに納める税金に加えて過少申告加算税がかかります。

過少申告加算税は、新たに納めることになった税額に10%を乗じて計算されます。

ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円のいずれか多い金額を超えている場合、その部分については15%となります。

なお、税務調査前に自主的に修正申告をした場合には過少申告加算税はかかりません。

### 3. 無申告加算税

申告をし忘れていた場合や、法定申告期限後に申告をした場合には、本税に加えて無申告加算税が別途かかります。

無申告加算税は原則として、納める税額に対して、50万円までの部分は15%、50万円を超える部分は20%の割合を乗じて計算した金額となります。

なお、税務調査前に自主的に期限後申告をした場合には無申告加算税の割合が5%に軽減されます。

### 4. 不納付加算税

源泉所得税を納付期限までに納付できなかった場

合には、本税に加えて不納付加算税が別途かかります。不納付加算税は、法定納期限後に納付された税額に10%の割合を乗じて計算されます。

ただし、自主的に納付をした場合には5%に軽減されます。また、過去1年以内において期限内に納付をしており、かつ、法定納期限から1月を経過する日までに納付されている場合等、一定の要件に該当する場合には不納付加算税はかかりません。

### 5. 重加算税

税務申告において、税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装したと認められたときは重加算税がかかります。重加算税は、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税に代えてかかることとなります。

過少申告加算税・不納付加算税に代えて課された場合には35%、無申告加算税に代えて課された場合には40%の割合で計算されることとなります。

### 6. 改正点について

平成28年度税制改正により、平成29年1月1日以後法定申告期限等が到来するものについては一部取扱が変わっています。

税務調査の事前通知後に自主的に修正申告・期限後申告をした場合には、従来は過少申告加算税がかからなかったものが、改正後は前述の割合がそれぞれ5%・10%に軽減されるに留められることになりました。同様に、無申告加算税も従来は納める税額に5%の割合を乗じて計算していましたが、改正後は前述の割合がそれぞれ10%・15%の軽減に留められることになりました。

さらに、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合には、それぞれ10%の割合が加算されることとなります。

### おわりに

地方税においても、国税の延滞税に相当するものとして、延滞金がかかるとなります。また、法人事業税等に対しては、国税同様、過少申告加算金、無申告加算金、重加算金がかかります。申告内容の誤りや、申告期限を過ぎていないことに気付いた場合には、できるだけ早く対応することで附帯税の金額を減らすことが可能となります。(担当:長澤)